

妊産婦の社会的孤立の早期発見と虐待防止の取り組み -防衛医科大学校病院 子どもの安全委員会の活動より-

1. 研究の対象

防衛医科大学校病院の外来および入院患者またはその家族・胎児で、子どもの安全委員会が設置された2012年8月から学校長承認日までに、虐待または虐待の疑いがあるとの報告があり事例登録された症例。

2. 研究目的・方法

研究の目的及び意義：

近年増加の傾向にある小児虐待について、法医学講座で取り扱う殺人・傷害致死・保護責任者遺棄致死・嬰兒殺などの事例は「防げたはずの死」であり、これらの死を未然に防ぐことを最終的な目的とします。未来ある子どもたちが心身ともに健康に成長できる社会を目指すため、養育者が虐待を起こし得る行動の心理学的研究に加え、「健康の社会決定要因(Social Determinants of Health)」と「社会的孤立」との因果関係を証明するためにこの研究を計画しました。

小児虐待を未然に防ぐための活動である防衛医科大学校病院の子どもの安全委員会では、行政と合同で対象者一人ひとりについて事例検討会を開催しています。事例検討会では、たくさんの社会的背景を情報として蓄積しています。その中で「健康の社会決定要因」を分析し、虐待を起こし得る妊産婦の社会的孤立を早期発見できるよう、子どもの安全委員会は妊産婦の支援につながる窓口でありたいという気持ちです。私たちが支援の窓口になり、今後の養育について医療者と行政とが連携していくことが問題解決につながります。医療者と行政との支援で母子を社会的孤立から守り、公衆衛生学的に「誰も取り残さない社会」にしていることが大切であると考えました。

この研究の意義は、医療者のみならず小児に関わる全ての者にこの研究結果を報告することで小児虐待の未然防止に寄与できることです。また、妊産婦の社会的孤立について、公衆衛生学、社会疫学、心理学、母子保健学など、様々な視点から考えられるような研究結果を導くことにより、少しでも多くの妊産婦と子どもたちが健康を維持できるようにと希望を持っております。

研究期間：

研究実施許可日(通知書発行日)より2025年3月31日まで

3. 研究に用いる試料・情報の種類

侵襲を伴わず人体から取得された試料を用いない研究であり、保有している既存情報を用いる研究である。研究に用いる情報は、虐待の種類(身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト・性的虐待・胎児虐待・将来ネグレクト疑い)、年齢、喫煙・飲酒の有無、精神疾患の有無、妊婦健診受診

の有無、家庭環境(未婚・離婚・パートナー)、社会的背景(雇用形態、経済的困窮の度合い・生活保護受給の有無)、面談時の発言などの記録を含め、虐待の要因を分析するにあたり必要な情報全てを評価項目とする。

4. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

埼玉県所沢市並木 3-2 防衛医科大学校 法医学講座 (04-2995-1583)

研究担当者：法医学講座 河野 亜紀子 (帝京大学 大学院 公衆衛生学研究科)

e-mail:bas229@ndmc.ac.jp / sph-akohno@med.teikyo-u.ac.jp

研究責任者：防衛医科大学校 小児科学講座 川口 裕之